



厚生労働省

徳島労働局

Tokushima Labour Bureau

Press Release

担	平成24年8月20日
当	徳島労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 三木 洋一
	室長補佐 伊坂 卓司
	(電話) 088 (652) 9165

徳島県最低賃金 7円引上げ 時間額654円に

— 徳島地方最低賃金審議会が答申 —

1 徳島地方最低賃金審議会(会長 上田 喜博 四国大学短期大学部部長・教授)は、8月20日、徳島県内の全ての事業場に適用される「徳島県最低賃金」について、現行の時間額647円を654円に引き上げることが適当であると、徳島労働局長(局長 西井 裕樹)に答申した。引上げは9年連続となる。

2 経過

徳島地方最低賃金審議会は、本年7月9日に徳島労働局長から徳島県最低賃金の改正決定の諮問を受け、徳島県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた。

審議は、県内の景況、賃金の動向、所得や生計費等に係る資料のほか、7月26日に中央最低賃金審議会より示された「平成24年度地域別最低賃金額改定の目安」(※1)などを参考として行われた。

※1 都道府県の経済実態に応じて全都道府県を4つのランクに分け、それぞれ引上げ額の目安を提示している。本年度の目安額は、最低賃金が生生活保護水準を下回る11都道府県を除き、Aランク5円、B・C・Dランク4円となっている。徳島は生活保護水準との乖離はなく、Dランクに該当する。

3 今後

徳島労働局では、本答申に基づいて所要の手続を進め、徳島県最低賃金を改正することとしている。異議申出がなされない場合は10月14日から、異議申出がなされた場合は10月19日が最短の効力発生日となる予定である。

4 徳島県最低賃金の改正答申の概要

- (1) 適用する地域 徳島県全域
(2) 適用する使用者 徳島県内で事業を営む使用者
(3) 適用する労働者 上記の使用者に雇用される労働者
(4) 最低賃金額 時間額654円（現行 時間額647円）

参考

	時間額	効力発生日
答 申	654円	法 定 ど お り (上 記 3 参 照)
現 行 (A)	647円	平成23年10月15日
引上げ額 (B)	7円	
引上げ率	1.08%	(=B÷A×100)